		日	号外	ページ
一二七八	保安林の指定を解除する件	一一		五
一二七九―一二九三	保安林の指定施業要件を変更する件	一一		五
一二九四―一三〇〇	種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件	一一	104	三二
一三〇一―一三〇八	保安林の指定をする件	一四		三
一三〇九―一三一三	保安林の指定を解除する件	一四		四
一三一四―一三二五	保安林の指定施業要件を変更する件	一四		五
一三二六―一三三九	保安林の指定を解除する件	一五		三
一三四〇―一三四一	保安林の指定施業要件を変更する件	一五		四
一三四二―一三四七	保安林の指定をする件	一六		四
一三四八―一三五九	保安林の指定施業要件を変更する件	一六		五
一三六〇	肥料の登録の有効期間を更新した件	一六	107	一
一三六一	生産業者の住所の変更に係る届出があった件	一六	107	五
一三六二	肥料の登録を失効した件	一六	107	五
一三六三	肥料を登録した件	一七	107	三
一三六四―一三六七	保安林の指定をする件	一七		四
一三六八―一三七四	保安林の指定施業要件を変更する件	一七		五
一三七五	動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件	一七		五
一三七六	動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件の一部を改正する件	一八		四
一三七七―一三八九	保安林の指定をする件	一八		四
一三九〇	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件	二一		五
一三九一―一三九三	保安林の指定をする件	二一		五
一三九四―一四〇〇	保安林の指定を解除する件	二一		五
一四〇一―一四〇二	保安林の指定施業要件を変更する件	二一		六
一四一三	予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件	二二		二
一四一四	予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件	二二		四
一四一五	予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件	二二		四
一四一六	予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件の一部を改正する件	二二		五
一四一七	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件	二三		六
一四一八	農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件	二三		五
一四一九	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件	二三		五
一四二〇	保安林の指定をする件	二五		六
一四二一―一四二五	保安林の指定施業要件を変更する件	二四		三
一四二六―一四三一	保安林の指定をする件	二五		六
一四三二	〃	二八		四
一四三八―一四四〇	保安林の指定施業要件を変更する件	二八		五
一四四一	福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令第一項の農林水産大臣が定める書類	二九		七
一四四二	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十一条第一項の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの収入額等を定める件	二九		七
一四四三	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十二条第一項の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を定める件	二九		八
一四四四	種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件	二九	116	一
一四四五	出願公表後に名称変更がなされた件	二九	116	四
一四四六―一四四九	保安林の指定をする件	三〇		五
一四五〇―一四五三	保安林の指定施業要件を変更する件	三〇		五
一四五四	肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件	三一		五
一四五五	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件	三一		五
一四五六―一四六一	保安林の指定施業要件を変更する件	三一		五
	○農林水産省、国土交通省			
一	海岸保全施設の管理の所掌の方法について協議が成立した件	三〇		六
	○経済産業省			
一一〇	電気事業法第百十二条の二第二号の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関を登録した件	一		三
一一一	工業標準化法第三十二条の規定に基づき認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった件	二		七